

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年7月1日
【会社名】	三菱重工業株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Heavy Industries, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 泉 澤 清 次
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
【電話番号】	(03)6275-6200(大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部ガバナンス・文書グループ長 土 井 浩 嗣
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
【電話番号】	(03)6275-6200(大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部ガバナンス・文書グループ長 土 井 浩 嗣
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 1【提出理由】

2024年6月27日開催の当社第99回定時株主総会において決議事項が決議されたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものである。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2024年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金120円 総額40,432,362,600円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2024年6月28日

第2号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件

監査等委員でない取締役として、宮永俊一、泉澤清次、加口仁、小澤壽人、小林健、平野信行及び古澤満宏の各氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として、藤沢昌之氏を選任する。

第4号議案 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度に係る額及び内容改定の件

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対して、当社の業績等に応じて当社株式の交付を行う株式報酬制度について、当該制度において当社が拠出する金員の額及び当社が取締役に対し当社の業績等に応じて付与する株式交付ポイントを次のとおり改定する。

1. 当社が拠出する金員の限度額（本制度の対象期間である3事業年度毎の限度額）について、合計24億円を60億円に改定する。
2. 当社が取締役に付与する株式交付ポイントの総数の上限について、1事業年度当たり1,000,000ポイントを1,500,000ポイント（対応する当社株式の数にして1,500,000株相当）に改定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果	
					賛成比率（％）	可否
第1号議案	2,543,495	2,991	1,064	（注）1	99.58	可決
第2号議案						
宮永 俊一	2,307,144	231,037	9,278	（注）2	90.33	可決
泉澤 清次	2,444,261	93,925	9,278	（注）2	95.69	可決
加口 仁	2,471,542	74,864	1,064	（注）2	96.76	可決
小澤 壽人	2,468,180	78,225	1,064	（注）2	96.63	可決
小林 健	2,412,851	133,551	1,064	（注）2	94.46	可決
平野 信行	2,416,534	129,868	1,064	（注）2	94.61	可決
古澤 満宏	2,436,455	109,947	1,064	（注）2	95.39	可決
第3号議案						
藤沢 昌之	2,401,905	144,311	1,064	（注）2	94.04	可決
第4号議案	2,527,291	19,170	1,064	（注）1	98.94	可決

（注）1. 第1号議案及び第4号議案が可決されるための要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成である。

2. 第2号議案及び第3号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成である。

3. 賛成比率は、当該株主総会前日までに行使された議決権の数（意思表示を無効としたものを含む。）と当日出席した株主の議決権の数の合計に対する割合である。

(4) 議決権の数に当該株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までに行使された議決権の数と、当日出席した株主のうち、賛否等を確認できた一部の株主の議決権の数を合計したことにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席した株主の議決権の一部を加算していない。

以 上